

証券コード 3271
2022年9月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社THEグローバル社
代表取締役社長 永 嶋 秀 和

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、極力、書面又は電磁的方法(インターネット等)により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面又は電磁的方法(インターネット等)による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月26日(月曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月27日(火曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ルーム1・2
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、また株主様の安全確保のため、可能な限り書面又は電磁的行使(インターネット等)による議決権行使をお願い申し上げます。

また、本株主総会へのご出席を検討されている株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本総会において、お土産は配布いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.the-g.co.jp/>)に掲載させていただきます。

法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト(<https://www.the-g.co.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

(1)連結計算書類の連結注記表 (2)計算書類の個別注記表

したがって、本提供書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【株主総会ライブ配信のご案内】

1. 株主総会の模様をご自宅からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは、同封の「株主総会ライブ中継のご案内」をご覧ください。
2. ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上の出席には該当しないため、当日の決議に参加することはできません。議決権につきましては、次頁「議決権行使についてのご案内」に従って、事前に行使していただきまようお願い申し上げます。また、質問等を行うこともできませんので、予めご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

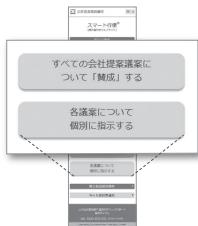
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

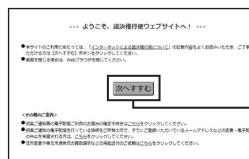
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※ 2022年9月17日(土)午前5時~2022年9月20日(火)午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

機関投資家の皆様へ | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

(2021年 7月 1日から
2022年 6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年7月1日～2022年6月30日）における我が国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の抑制と緩和が繰り返されておりましたが、経済・社会活動の制限が徐々に緩和され持ち直しの動きがみられております。一方でウクライナ情勢の緊迫化や原材料価格高騰、円安等による金融情勢の変化など、依然として先行きは不透明であり、市場の変動等に十分な注意が必要な状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきまして、首都圏の分譲マンション供給戸数は、2021年はコロナ禍前を上回る33,636戸となり、2022年上半年期では前年同期間に比べやや減少したものの、コロナ禍前の水準で推移しております。平均価格、単価は都区部を中心に依然上昇傾向にあるものの、初月契約率は引き続き好調に推移しております（参照：不動産経済研究所）。投資不動産市場については、海外投資家の国内不動産に対する投資意欲は、低金利を背景に依然旺盛に推移しております。

このような状況下当社グループでは、分譲及び収益マンションについて、首都圏を中心に用地仕入及び開発販売に努めてまいりました。

ホテル業界は、繰返し発令されるまん延防止等重点措置等の影響に一進一退の状況の中、国内需要については、リゾートエリアは徐々に回復しているものの、都市部についてはインバウンドの減少の影響が大きく、外国人観光客の受入再開とはなったものの、国内のコロナ第7波や訪日客数の約3割強を占めていた中国の「ゼロコロナ政策」、入国者数の上限規制などにより厳しい状況であります。本格的な回復はインバウンドの回復なくして難しい状況であります。当社グループでも回復基調はあるものの、新型コロナウイルス感染症に伴う影響は大きく、依然、一部ホテルの休業を余儀なくされております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は25,761百万円（前期比40.3%増）、営業利益781百万円（前期は営業損失2,030百万円）、経常利益389百万円（前期は経常損失3,087百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益463百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失4,089百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。事業セグメントの状況は、以下のとおりです。

【分譲マンション事業】

分譲マンション事業におきましては、「ウィルローズ稲毛」、「ウィルローズ行徳パークフロント」等合計80戸の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高3,723百万円（前期比16.7%減）、営業利益385百万円（前期比24.8%減）となりました。

【収益物件事業】

収益物件事業におきましては、「京急蒲田プロジェクト」、「水戸ビルプロジェクト」、「四ツ谷プロジェクト」等、収益物件25物件の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高20,639百万円（前期比188.3%増）、営業利益2,395百万円（前期比270.4%増）となりました。

【販売代理事業】

販売代理事業におきましては、グループ会社開発及び他社開発物件の販売代理を行い、地域別の引渡実績は、東京都区部51物件132戸、東京都下7物件33戸、神奈川県6物件30戸、埼玉県2物件3戸、千葉県6物件86戸、大阪府1物件1戸、合計73物件285戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高495百万円（前期比22.1%減）、営業利益20百万円（前期比87.9%減）となりました。

【建物管理事業】

建物管理事業におきましては、2022年6月30日現在のマンション管理戸数が3,776戸となります。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高467百万円（前期比3.3%増）、営業利益47百万円（前期比5.2%増）となりました。

[ホテル事業]

ホテル事業におきましては、「梅田プロジェクト」の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高480百万円（前期比91.3%減）、営業損失1,131百万円（前期は営業損失2,507百万円）となりました。

[その他]

その他としましては、不動産賃貸事業等による収入であります。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高151百万円（前期比40.7%減）、営業損失12百万円（前期は営業損失30百万円）となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度におきましては、屋上広告看板の貼替11百万円、営業ツール用パソコンの入れ替え7百万円等で総額19百万円の設備投資を行いました。

③ **資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2019年6月期)	第10期 (2020年6月期)	第11期 (2021年6月期)	第12期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売 上 高(千円)	35,864,223	25,702,085	18,355,537	25,761,354
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	629,918	△4,836,917	△4,089,838	463,700
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	46.60	△356.36	△191.69	16.38
総 資 産(千円)	53,346,240	46,303,891	33,002,784	40,372,982
純 資 産(千円)	9,562,215	4,404,183	3,278,730	3,596,978
1株当たり純資産額(円)	702.38	319.92	115.83	127.08

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の主要株主であり筆頭株主である株式会社アスコットは、2022年6月30日現在、当社株式に係る議決権割合51.95%を有しております。

株式会社アスコットはその株式に係る議決権割合46.78%を森燐有限公司(SUN YE COMPANY LIMITED)が所有し、また議決権割合5.88%を平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合が所有しております。

森燐有限公司(SUN YE COMPANY LIMITED)は、その発行済株式の全部を力創国際有限公司が所有し、力創国際有限公司はその発行済株式の全部を中国平安保険海外(控股)有限公司が所有し、中国平安保険海外(控股)有限公司はその発行済株式の全部を中国平安保険(集團)股份有限公司が所有しております。(以下、中国平安保険(集團)股份有限公司及びその子会社を総称して「中国平安保険グループ」という。)

また、平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合は、80%を中国平安保険グループが出資をしております。

そのため、力創国際有限公司、中国平安保険海外(控股)有限公司及び中国平安保険(集團)股份有限公司も森燐有限公司を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなり、当社の親会社に該当することとなります。

親会社等との取引に関する事項

親会社である株式会社アスコットとの間で資金借入の取引を行っており、取引条件については、市場金利を勘案して決定し、取締役会において妥当であると判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバル住販	463,810千円	100.0%	不動産販売代理他
株式会社グローバル・エルシード	100,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ハート	50,000千円	100.0%	不動産管理他
株式会社グローバル・キャスト	350,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	10,000千円	100.0%	ホテル運営

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社グローバル住販	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,011百万円	4,883百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、コロナ禍の経済的影響が続いていることに加え、ウクライナ情勢を中心とした地政学リスクの高まり、および世界各国の金融緩和局面からの政策転換に伴う金利上昇懸念や円安・インフレの進行等、当面は先行き不透明な状態が続くと考えられます。

このような環境の中、2022年8月23日に開示いたしました「親会社の異動及び主要株主である筆頭株主の異動並びに借入金の借入先変更に関するお知らせ」のとおり、2022年9月21日付で、SBIホールディングス株式会社が当社の親会社になることとなりました。

当社グループはSBIグループが行う不動産金融事業において、「Only One」の経営理念の下、得意領域であるマンション開発事業で良質な不動産の開発を推進し、持続的な企業価値の向上を実現していくことが重要な課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

事業	主 要 な 取 引
分譲マンション事業	マンションの企画・開発・分譲等
収益物件事業	賃貸マンション、オフィスなどの収益物件その他の企画・開発・販売
販売代理事業	不動産販売代理業務及び不動産仲介業務
建物管理事業	分譲マンション等の管理業務
ホテル事業	宿泊施設等の企画・開発・販売・運営等

(6) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

当 社	本社：東京都新宿区
株式会社グローバル住販	本社：東京都新宿区 仲介センター：東京都中央区
株式会社グローバル・エルシード	本社：東京都新宿区 支店：京都府京都市
株式会社グローバル・ハート	本社：東京都新宿区
株式会社グローバル・キャスト	本社：東京都新宿区 支店：埼玉県所沢市
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
139名 (22名)	57名減 (16名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて57名減少しておりますが、その主な理由は、事業の選択と集中の結果、その他の事業について縮小したためであります。

② 当社使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	2名減	50.2歳	7.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社アスコット	5,399,000千円
株式会社きらぼし銀行	4,103,972千円
株式会社みずほ銀行	3,341,000千円
株式会社SBI証券	2,918,000千円
株式会社三井住友銀行	2,900,000千円
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	2,635,000千円
株式会社東和銀行	1,890,000千円
株式会社静岡中央銀行	1,521,000千円
株式会社商工組合中央金庫	1,490,260千円
株式会社太平フィナンシャルサービス	1,200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,306,000株 (自己株式76株を含む) |
| ③ 株主数 | 8,923名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社アスコット	14,705,000株	51.95%
永嶋秀和	2,395,600株	8.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,160,800株	4.10%
S C B H K A C E F G B A N K A G	1,030,000株	3.64%
株式会社ワイエムエスディー	400,000株	1.41%
株式会社3H・トラスト	400,000株	1.41%
楽天証券株式会社	250,000株	0.88%
永嶋康雄	241,300株	0.85%
L G T B A N K L T D	194,900株	0.69%
上田八木短資株式会社	180,100株	0.64%

(注) 持株比率は、自己株式(76株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永嶋秀和	株式会社グローバル住販 取締役 株式会社グローバル・エルシード 取締役 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director 株式会社グローバル投資顧問 取締役
取締役会長	中林毅	平安ジャパン・インベストメント株式会社 代表取締役 株式会社アスコット 代表取締役社長
取締役	岡田圭司	株式会社グローバル・エルシード 代表取締役社長
取締役	山名徳雄	管理部長 株式会社グローバル・メディカルラボ取締役社長
取締役	田村達裕	平安ジャパン・インベストメント株式会社 株式会社アスコット 取締役
取締役	高村正人	SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長 株式会社SBI証券 代表取締役社長 株式会社アスコット 取締役
取締役	有泉俊介	SBIホールディングス株式会社 株式会社アスコット 取締役
取締役	豊泉謙太郎	株式会社アスコット 取締役
取締役	明石昌	株式会社WILLBE 代表取締役
取締役	豊島英征	OMM法律事務所
常勤監査役	三枝龍次郎	株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート 監査役 株式会社グローバル・キャスト 監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 監査役 株式会社グローバル投資顧問 監査役
監査役	小林一久	株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役
監査役	柳田聡	株式会社アスコット 社外監査役

- (注) 1. 取締役明石昌氏及び取締役豊島英征氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役三枝龍次郎氏及び監査役小林一久氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、明石昌氏、豊島英征氏、三枝龍次郎氏及び小林一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役三枝龍次郎氏は長年にわたり金融機関において業務に従事した経歴を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役中林毅氏、田村達裕氏、高村正人氏、有泉俊介氏、豊泉謙太郎氏、明石昌氏、豊島英征氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

④ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
奥田晃久	2021年9月28日	辞任	当社 取締役 株式会社グローバル住販 代表取締役社長 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 取締役
高野 滋			当社 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート 監査役

⑤ 取締役の報酬等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的にはその職務に鑑み、固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は2021年9月28日開催の取締役会において、代表取締役社長永嶋秀和に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	51,600 (4,800)	51,600 (4,800)	—	—	3 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,450 (15,000)	15,450 (15,000)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	67,050 (19,800)	67,050 (19,800)	—	—	6 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬額は、2011年9月28日開催の第1期定時株主総会の決議により、それぞれ年額500,000千円以内及び年額50,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（内、社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（内、社外監査役は2名）です。
3. 上記には、当事業年度において退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度において退任した取締役奥田晃久氏は、当連結子会社株式会社グローバル住販の代表取締役社長、岡田圭司氏は当連結子会社株式会社グローバル・エルシードの代表取締役社長として、役員報酬を受け取っていることから、上記の対象となる役員の員数には含めておりません。また、その他に無報酬の取締役6名及び監査役1名いるため支給員数と相違しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職の状況
取締役	明石 昌	株式会社WILLBE 代表取締役
取締役	豊島 英征	OMM法律事務所
常勤監査役	三枝龍次郎	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ監査役 株式会社グローバル投資顧問監査役
監査役	小林 一久	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役

(注) 1. 株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・ハート、株式会社グローバル・キャスト、株式会社グローバル・ホテルパートナーズ及び株式会社グローバル投資顧問は連結子会社であります。

2. 当社と株式会社WILLBE及びOMM法律事務所の間には、取引関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	社外取締役及び監査役に期待される役割に関して行った職務の概況
取 締 役	明 石 昌	当事業年度に開催された取締役会22回のうち、2021年9月28日の選任以後に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	豊 島 英 征	当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常 勤 監 査 役	三 枝 龍 次 郎	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として取締役の業務執行を監査し、取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、内部統制の構築、運営について取締役の業務執行上の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	小 林 一 久	当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、警視庁勤務における幅広い経験に基づき、当社の反社会的勢力排除について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2021年9月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	有限責任 あずさ監査法人	アスカ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,300千円	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,900千円	37,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のとおり定めております。

(1) 当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、又は、会計監査人の監査能力及び信用力並びに監査報酬等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が相当と判断される場合、当社監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(2) 会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、当社監査役会は、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるアスカ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

また、会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人につきましても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、当社取締役会決議において、2015年5月1日に会社法改正に伴う必要な改定を実施しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- (3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときには、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- (3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。
- (4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。
- (2) 当社の役職員が子会社の取締役就任により、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

- (5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。
- (6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。
- (7) 子会社において、法令及び定款等に違反又はその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。
- (8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- (10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。
- (11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、記載すべき運用上の問題や業務の不適正はありません。

コンプライアンス及び事業リスクについては、当社及び子会社の役職員に対して、事業別に当該事項を整理したチェックリストを作成し、社内講習等で周知徹底するとともに、コンプライアンス及びリスクコントロールの浸透を図っております。

反社会的勢力に対する対応については、反社会的勢力調査規程に則り、取引排除を徹底するとともに、当社及び子会社の役職員に対して、その基本的事項の再確認となる社内講習を実施する等、反社会的勢力との取引排除の浸透を図っております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当該連結会計年度において、重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切かつ有効に運用されております。

当社及び子会社の事業報告においては、定期的に当社及び子会社の取締役会及びグループ経営会議等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適時関連部署への指示を行っております。

取締役会においては、年1回、その実効性を評価し、改善に役立てております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,670,538	流 動 負 債	15,160,074
現金及び預金	1,963,253	買掛金	538,417
売掛金	32,256	短期借入金	8,988,000
販売用不動産	17,276,290	1年内返済予定の長期借入金	2,541,046
仕掛販売用不動産	19,571,082	1年内償還予定の社債	1,400,000
前払費用	579,155	未払金	212,856
その他	248,500	未払法人税等	78,003
固 定 資 産	702,444	未払消費税等	206,304
有形固定資産	56,356	前受金	808,302
建物及び構築物	48,343	賞与引当金	8,910
その他	8,013	その他	378,234
無形固定資産	11,008	固 定 負 債	21,615,929
投資その他の資産	635,079	社債	340,000
投資有価証券	4,130	長期借入金	21,151,713
長期貸付金	486,582	繰延税金負債	33,181
繰延税金資産	56,773	その他	91,034
その他	636,307	負 債 合 計	36,776,004
貸倒引当金	△548,714	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	40,372,982	株 主 資 本	3,695,133
		資本金	1,924,376
		資本剰余金	2,870,605
		利益剰余金	△1,099,814
		自己株式	△33
		その他の包括利益累計額	△98,154
		その他有価証券	230
		評価差額金	△98,384
		為替換算調整勘定	△98,384
		純 資 産 合 計	3,596,978
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,372,982

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		25,761,354
売上原価		21,689,835
販売費及び一般管理費		4,071,518
営業外収益		3,290,317
営業外収益		781,200
受取利息	11,539	
受取手数料	9,919	
受取地代家賃	8,823	
貸倒引当金戻入	208,188	
雇用調整助成金	16,971	
為替差益	69,075	
その他	76,601	401,120
営業外費用		
支払利息	572,248	
支払手数料	137,898	
貸倒引当金繰入	79,224	
その他	3,421	792,792
経常利益		389,528
特別利益		
投資有価証券売却益	64,782	64,782
特別損失		
固定資産除売却損	4,011	4,011
税金等調整前当期純利益		450,299
法人税、住民税及び事業税	65,807	
法人税等調整額	△79,208	△13,401
当期純利益		463,700
親会社株主に帰属する当期純利益		463,700

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,924,376	2,870,605	△1,563,515	△33	3,231,432
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			463,700		463,700
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	463,700	-	463,700
当 期 末 残 高	1,924,376	2,870,605	△1,099,814	△33	3,695,133

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	79,770	△32,472	47,298	3,278,730
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				463,700
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	△79,540	△65,912	△145,452	△145,452
連結会計年度中の変動額合計	△79,540	△65,912	△145,452	318,247
当 期 末 残 高	230	△98,384	△98,154	3,596,978

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,354,556	流 動 負 債	4,424,032
現金及び預金	166,397	短期借入金	2,035,000
売掛金	244,794	1年内返済予定の 長期借入金	651,100
前払費用	15,790	1年内償還予定の社債	1,360,000
未収入金	314,678	未払金	332,420
短期貸付金	1,600,000	未払費用	19,478
敷金及び保証金	1,688	預り金	4,456
その他	11,206	賞与引当金	1,731
固 定 資 産	2,528,796	その他	19,846
有 形 固 定 資 産	33,090	固 定 負 債	303,206
建物	18,494	社債	260,000
構築物	14,044	長期借入金	38,315
その他	551	その他	4,891
無 形 固 定 資 産	1,017	負 債 合 計	4,727,239
投 資 其 他 の 資 産	2,494,688	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,649,732	株主資本	156,113
長期貸付金	1,800,000	資本金	1,924,376
敷金及び保証金	107,057	資本剰余金	2,870,605
繰延税金資産	7,608	資本準備金	1,811,176
その他	36,645	その他資本剰余金	1,059,429
貸倒引当金	△1,106,355	利益剰余金	△4,638,835
		その他利益剰余金	△4,638,835
		繰越利益剰余金	△4,638,835
		自己株式	△33
資 産 合 計	4,833,352	純 資 産 合 計	156,113
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,833,352

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		856,609
売上原価		-
売上総利益		856,609
販売費及び一般管理費		726,851
営業利益		129,757
営業外収益		
受取利息	92,234	
受取配当金	1,140	
貸倒引当金戻入額	196,910	
その他	155	290,440
営業外費用		
支払利息	72,386	
社債利息	4,455	
貸倒引当金繰入額	494,873	571,714
経常損失(△)		△151,516
特別利益		
投資有価証券売却益	302	302
特別損失		
固定資産除売却損	3,657	
関係会社株式評価損	45,164	48,821
税引前当期純損失(△)		△200,035
法人税、住民税及び事業税	△249,845	
法人税等調整額	△7,608	△257,453
当期純利益		57,417

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,924,376	1,811,176	1,059,429	2,870,605	△4,696,253	△4,696,253	△33	98,695
事業年度中の変動額								
当 期 純 利 益					57,417	57,417		57,417
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	57,417	57,417	-	57,417
当 期 末 残 高	1,924,376	1,811,176	1,059,429	2,870,605	△4,638,835	△4,638,835	△33	156,113

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,055	△2,055	96,639
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益			57,417
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純額)	2,055	2,055	2,055
事業年度中の変動額合計	2,055	2,055	59,473
当 期 末 残 高	-	-	156,113

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月19日

株式会社THEグローバル社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年6月30日をもって終了した前会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2021年8月23日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月19日

株式会社THEグローバル社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年6月30日をもって終了した前会計年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2021年8月23日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

株式会社THEグローバル社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	三	枝	龍次郎	㊟
社外監査役	小	林	一久	㊟
監査役	柳	田	聡	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入 (変更案第12条第2項)

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律70号)(以下、「改正産競法」という。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。)の開催が可能となったことを受け、当社におきまして、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な株主様の出席を可能とし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害時のリスク低減や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡大することで株主の皆様利益に資するものと考えております。

本変更の効力は、改正産競法に基づき、本株主総会での決議に加え、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入 (変更案第15条)

2022年9月1日付で、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、当該変更後の定款に別段の定めがある場合を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p>	<p>(招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができ</u> <u>る。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>(招集に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第12条第2項の新設は、当会社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後これを削除する。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条の変更にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ながしま ひでかず 永嶋 秀和 (1970年11月6日)	1995年4月 扶桑ワセル(株)(現(株)大京)入社 1998年11月 (有)グローバル住販 代表取締役 1999年2月 同社を(株)グローバル住販に組織変更 代表取締役社長 2006年6月 (株)ヒューマンヴェルティ(現(株)グローバル・キャスト) 取締役社長 2006年9月 (株)エルシート (現(株)グローバル・エルシート) 取締役 2009年7月 (株)エルキャスト(現(株)グローバル・キャスト) 取締役 (現任) 2010年7月 当社 代表取締役社長(現任) 2010年7月 (株)グローバル住販 取締役(現任) 2010年7月 (株)グローバル・ハート 取締役(現任) 2012年5月 Global Real Management(Singapore)Pte.Ltd. Chairman and Director 2013年12月 (株)グローバル投資顧問 取締役(現任) 2016年12月 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director (現任) 2017年10月 (株)グローバル・エルシート 代表取締役会長 2021年8月 (株)グローバル・エルシート 取締役(現任)	2,395,600株
[取締役候補者とした理由] 永嶋秀和氏は、当社の前身である株式会社グローバル住販を1998年に創業以来、強力なリーダーシップと実行力により、事業領域及び事業規模の拡大に尽力し、グループ各社を設立、牽引。2016年、東京証券取引所市場第一部上場を果たすなど当社の経営には欠くことのできない存在であります。また、グループの中長期的経営戦略や当社の基盤事業において豊富な知識と高い識見の下、事業拡大を推し進めて参りました。当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	やま 名 徳 雄 (1967年11月13日)	1991年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年4月 AI・ティ・エックス(株) 入社 2008年7月 同社 企画部長 2014年2月 (株)ツイ 入社 経営企画部長 2015年3月 AI・ティ・エックス(株) 入社 財務部長 2017年7月 SBCメディアグループ 入職 財務戦略室長 2021年1月 当社 入社 2021年8月 当社 管理部長 2021年9月 当社 取締役管理部長(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 山名徳雄氏は、金融機関及び企業の経営企画部、財務経理部等の責任者として長年にわたり指揮を執り、その実績に基づく豊富な経験と幅広く高度な知識に加え、実行力を有しており、グループの企業価値向上に貢献しております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おか 田 圭 司 (1975年12月15日)	1998年4月 近藤産業(株)入社 2008年7月 (株)都市建コーポレーション入社 2012年1月 (株)グローバル・エリート 入社 2015年10月 同社開発事業部長 2016年9月 同社取締役開発事業部長 2021年5月 同社取締役副社長 2021年8月 同社代表取締役社長(現任) 2021年9月 当社取締役(現任)	1,200株
[取締役候補者とした理由] 岡田圭司氏は、不動産業の豊富な知識と経験によりグループの事業基盤でありますマンションをはじめとする開発事業拡大に貢献し、現在は事業の要である仕入・開発を行う子会社の代表としてグループの発展に重要な役割を担っております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが当社の企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	たかむらまさひと 高村正人 (1969年2月26日)	1992年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年3月 イ・トレート証券(株)(現(株)SBI証券)入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年3月 同社執行役員コーポレート部長 2007年6月 SBIイ・トレート証券(株)(現(株)SBI証券)取締役執行役員コーポレート部管掌 2012年4月 (株)SBI証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2013年6月 SBIホールディングス(株)取締役 2016年6月 同社取締役執行役員常務 2017年6月 同社取締役執行役員専務 2018年6月 SBIファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長(現任) 2018年6月 SBIホールディングス(株)取締役副社長 2018年7月 SBIファイナンシャルサービス(株)取締役(現任) 2019年3月 マネタッグ(株)取締役(現任) 2019年6月 SBIホールディングス(株)代表取締役副社長(現任) 2020年6月 レオスキャビタルワークス(株)取締役(現任) 2020年12月 (株)アスコット社外取締役(現任) 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年8月 (株)ALBERT社外取締役(現任)	-
[取締役候補者とした理由] 高村正人氏は、SBIグループをはじめとする企業の取締役及びトップとしての豊富な経験と企業経営に関する高い識見と専門的かつ幅広い見識に優れており、当社グループの経営に重要な役割を担っております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものとするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	あり いずみ しゅん すけ 有 泉 俊 介 (1974年1月1日)	1996年4月 日興証券(株)入社 1999年3月 日興YOMON・SMAS・HAMON証券会社(現 シティグループ証券(株))転籍 2012年5月 SBIホールディングス(株)入社 同社人事部付住信SBIネット銀行(株)出向 2017年11月 同社総務人事部付(株)SBI証券出向 2019年9月 同社地銀価値向上推進室部長兼(株)SBI証券出向 2020年6月 同社総務人事部付(株)SBI証券出向兼SBIネットフィナンシャルサービス(株)出向兼マネージャ(株)出向(現任) 2020年12月 (株)アスコット社外取締役(現任) 2021年1月 当社取締役(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 有泉俊介氏は、金融機関において長年にわたり培われた豊富な経験と専門的かつ幅広い見識を有しており、当社の経営体制の強化及び成長を確実なものとするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	あか し まさる 明 石 昌 (1963年2月1日)	1985年4月 大和ハウス工業(株)入社 2011年4月 大和リビング(株) 代表取締役就任 大和エステ(株) 代表取締役社長就任 2012年1月 大和リビングマネジメント(株) 代表取締役就任 2014年7月 大和リビングユーティリティーズ(株) 代表取締役社長就任 2016年10月 大和リビングステイ(株) 代表取締役社長就任 2019年9月 大和リビングケア(株) 代表取締役社長就任 2021年3月 (株)三洋 取締役就任(現任) 2021年4月 (株)ハンカース 取締役就任(現任) 2021年4月 (株)WILLBE 代表取締役就任(現任) 2021年9月 当社社外取締役(現任)	—
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 明石昌氏は、長年にわたり大和ハウス工業(株)グループ企業のトップを務めた経歴から、不動産業界における豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い見識及び高い経営視座を有しております。その経験と視座を客観的、経営的視点等から職務執行に対する監督、指導をいただいております。当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者は、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高村正人氏は、当社の親会社でありますSBIホールディングス(株)の代表取締役副社長を兼務しております。また、有泉俊介氏は、当社の親会社でありますSBIホールディングス(株)の従業員を兼職しております。
 3. 明石昌氏は、社外取締役候補者であります。なお明石昌氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 明石昌氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 5. 当社は、明石昌氏、高村正人氏及び有泉俊介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏らの再任が承認された場合は、同氏らとの間で当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	よしだ おさむ 吉田 修 (1966年2月11日)	1990年4月 (株)大京入社 1999年5月 (株)グローバル住販入社 業務部長 2001年11月 (株)エルシート(現(株)グローバル・エルシート) 代表取締役社長 2002年8月 同社 取締役 2002年9月 (株)グローバル住販 取締役業務部長 2006年7月 同社 取締役管理部長 2007年4月 同社 取締役財務経理部長 2010年7月 当社 取締役財務経理部長 2010年7月 (株)グローバル・エルシート 取締役 2010年7月 (株)グローバル・キャスト 取締役 2010年7月 (株)グローバル・ハート 取締役 2011年1月 当社 取締役管理部長 2012年10月 (株)グローバル・エルシート 取締役管理部長 2013年11月 (株)グローバル・キャスト 取締役管理部長 2014年8月 (株)グローバル住販 取締役管理本部長 2016年4月 (株)グローバル・ホテルマネジメント 取締役管理部長 2016年7月 (株)グローバル住販 取締役財務経理部長 2021年9月 (株)グローバル・エルシート 取締役管理本部長(現任)	12,700株
	[監査役候補者とした理由] 吉田修氏は、長年にわたり不動産業界に携わり培った豊富な経験と専門性の高い知識を有しており、グループ全体の取締役として管理部門を統括してきた実績を持ち、現在は主要事業の子会社取締役として企業向上に貢献しております。経験に基づく見地から当社グループ全体の経営に対し、適切かつ有益な監督、助言をいただけるものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	なかのたがあき 中野剛章 (1963年11月30日)	1986年4月 大和ハウス工業(株)入社 2005年10月 大和ビルディング(株)入社 2011年6月 同社経営企画部長 2017年4月 同社執行役員経営企画部長 2021年4月 (株)SBI証券入社 2022年4月 同社事業開発部部長(現任)	-
[監査役候補者とした理由] 中野剛章氏は、大和ハウスグループにて長年にわたり培われた不動産の豊富な知識と執行役員、経営企画部長として経営に携わった経験に基づく客観的見地から、当社グループ全体の経営に対し、適切かつ有益な助言や指導をいただけるものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	さえくさりゅうじろう 三枝龍次郎 (1944年8月27日)	1968年4月 (株)日本勧業銀行(現 (株)みずほ銀行)入行 1989年7月 (株)リエントコーポレーション出向 1991年9月 (株)リエントコーポレーション常務取締役 2002年6月 東京リス(株) 管理部長 2006年9月 (株)エルシード(現 (株)グローバル・エルシード)監査役(現任) 2006年9月 (株)ハートウェル・マネジメント(現 (株)グローバル・ハート)監査役(現任) 2006年9月 (株)グローバル住販監査役(現任) 2010年7月 当社 常勤監査役(現任) 2010年7月 (株)グローバルキャスト監査役(現任) 2013年12月 (株)グローバル投資顧問監査役(現任) 2016年4月 (株)グローバル・ホテルマネジメント監査役 2020年9月 (株)グローバル・ホテルパートナーズ監査役(現任)	12,000株
[社外監査役候補者とした理由] 三枝龍次郎氏は、金融機関において長年にわたり培われた豊富な知識と経営に携わった経験に基づく客観的な見地を有しており、これまでも当社グループの監査役を務め、適切かつ有益な助言や指導をいただいておりますことから、同氏を社外監査役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	やま がみ ゆう いち ろう 山上友一郎 (1973年9月6日)	1996年4月 三菱電機(株)入社 2006年11月 太陽ASG監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所 2010年7月 公認会計士登録 2019年7月 監査法人プレパシヨ設立 代表社員(現任)	-
[社外監査役候補者とした理由] 山上友一郎氏は、公認会計士として財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有益な助言や提言が期待できるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 中野剛章氏は、当社の親会社でありますSBIホールディングス(株)の完全子会社である(株)SBI証券の従業員を兼職しております。
3. 三枝龍次郎氏及び山上友一郎氏は、社外監査役候補者であります。なお、三枝龍次郎氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、山上友一郎氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 三枝龍次郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年2カ月となります。
5. 当社は、三枝龍次郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、山上友一郎氏、吉田修氏及び中野剛章氏が選任された場合は、同氏らとの間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

